

市島地域市立小学校統合準備委員会
第18回 吉見・鴨庄・三輪地域部会 次第

日時：令和6年6月6日（木）
19時30分～

場所：ライフピアいちじま研修室

1 開 会

2 前回（第17回）会議録の確認

- ・資料1 前回会議録

3 報告・協議事項

(1) 校章デザインの選考

- ・資料2 校章デザイン選考要領
- ・資料3 選考会のイメージ

1次選考～最終選考（1作品）まで実施

(2) 校章デザインの決定

※応募作品は本日会議終了後に回収しますので、事務局へお渡してください。

(3) その他

4 次回日程

令和6年6月13日（木）

19時30分～ ライフピアいちじま研修室

5 閉 会

会議記録

- 会議名 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会
第17回 吉見・鴨庄・三輪地域部会
- 日時 令和6年2月20日（火）19:30～20:05
- 場所 ライフピアいちじま 研修室
- 出席者 委員：坂谷 高義、木寺 章、由良 英樹、松本 和樹
吉井 公乃、高橋 麻美、岸本 菜実、内田 順子
芦田 繁昭、田野 悟
（欠席委員：瀧上 利美、高見 忠寿、宇佐美 大介）
教育総務課：足立課長、安平副課長、船越係長、河南
学校教育課：小森副課長
ふるさと定住促進課：藤浦課長、足立係長

1 報告・協議事項

（1）通学支援について

美和地区児童の通学支援について、美和地区委員の中で話し合われた内容を美和地区委員から代表で報告された（内容は、通学支援に路線バスを活用するという方向の決定報告、決定に至った経緯の報告）。

報告を受けて、採決をとられた結果、出席委員全員の賛成により、三輪小学校区児童の通学は路線バスを活用することが決定（承認）された。その後、事務局から今後のスケジュール（案）に関する参考資料を追加で配布し意見交換を行った。

<美和地区委員より報告>

委員： 前回（1月22日）の統合準備委員会では、1月20日、21日に保護者やその家族の方から通学に関する疑問や意見などの連絡が入り、そのままの状態でも美和地区としての方向性を示すことが難しいと思われたので、時間をいただくことになった。今回、美和地区統合準備委員として、通学支援に路線バスを使用するという方向性が決まったので、その経緯について報告させていただく。

【決定に至る経緯】

1月20日、21日に意見をいただいた2組（3名）に対して、2月1日と6日にそれぞれ面談を行い、これまでの経過や市の方針について詳しく説明する機会を設けた。市の各担当者や美和地区統合準備委員で質疑応答を行い、路線バスを通学支援として利用することについて一定の理解を示していただくことができた。面談では、他にも意見がある方がいるという情報や丁寧な説明を重ねてほしいといった進め方に対する不満、不安の意見があった。また、路線バスに関する質問や疑問の意見に対しては、ふるさと定住促進課から、路線バスは通学だけでなく地域の公共交通としても運行される予定であることから、今後、美和地区自治振興会に向けた説明や地域への周知により理解を深めていくと説明された。

保護者に対するこれまでの説明として、（12月5日に）三輪小学校3年生以下の保護者と認定こども園の保護者に向けて、通学支援の説明会や質疑応答を

行い、質問に対する回答の資料配布を行った。さらに、2月9日と17日に、再度通学支援に関する意見や質問をいただく機会を設けた。3名の保護者が参加され、通学の時間やバス停の位置などに関する意見をいただいた。通学時間については、吉見小学校に7時40分～8時00分の間に到着すること、バス停の位置は今後の協議となることを美和地区委員から説明した。また、路線バスに抵抗はないが、鴨庄地区や前山地区がスクールバスであることから不公平感があるという意見、地域の活性化や少子化対策などの将来を見据えて路線バスのラッピングについては、丹波竜のマスコットキャラクターであるちーたんのラッピング（立体化など）にするなど、子どもたちが乗りたくなる、うらやましがられるようなデザインにしてほしいという意見もあった。

子どもだけで路線バス通学することを不安視する意見もあったので、モビリティマネジメントを通じた教育や乗車体験の実施の他、各年度当初に1～2ヶ月の添乗員の配置について検討をお願いしたい。

（以上のおり、いただいた意見は）路線バスでの通学に反対の意見ではなく、今後の協議内容や参考意見であったことから、美和地区統合委員として通学支援は路線バスでよいと判断した。



<採決>

美和地区委員より報告を受け、採決をとられた結果、出席委員全員の賛成により、美和地区児童の通学支援は路線バスを活用することが決定（承認）された。その後、事務局から今後のスケジュール（案）に関する参考資料を追加で配布し説明した。



<参考資料に関する意見>

委員：今後のスケジュール案について、6月の保護者試乗会の実施は1回だけか？

→ふるさと定住促進課：4月から7月まで社会実験を実施するが、並行して児童の利用に向けたモビリティマネジメントや保護者の試乗会を実施する予定である。児童の試乗会の実施は1回を予定している。保護者の試乗会の実施についても1回を予定しているが、参加できない場合もあるので、詳細は今後調整したい。また、平日に社会実験のバスは運行しているので、乗っていただくことができる。

委員：試乗会は美和地区の住民も一緒に乗るのか？

→ふるさと定住促進課：社会実験について再度説明させていただくと、社会実験中の運行ルートは、吉見小学校に入らずにライフピアいちじまに向かうルートとなる。社会実験時のバスは、本格運用時より小さい中型バス車両で、平日の運行となり、一般の方の利用も可能である。朝の通学の時間帯にできるだけ合わせて運行し、実際の交通事情を見ながら運行ダイヤの調整、バス停の確認を行う。参考資料に記載している試乗会の参加者については、保護者だけでなく、地元の方も体験したい場合もあると思うので、今後調整していきたい。

委員：先のことになるが、令和8年2月、3月頃にプレ登校が実施されると思う。プレ登校では、本格運行同様のバス車両を使って3日間程度運行をしてほしい。

→ふるさと定住促進課：そういった機会は必要だと思う。全く同一の車両かどうかは運用の都合もあるのではっきりと言えないが、できるだけ早期の路線実現をしたいと考えている。プレ登校の運行便など今後調整していきたい。

(2) その他

事務局より2点の報告を行った。

- 1点目：現在の校歌歌詞、校章デザインの応募数（校歌歌詞14、校章デザイン26）を報告した。また、募集に関する周知状況について報告した。
- 2点目：令和6年度統合準備委員会委員の選出依頼について報告した。

2 次回日程

未定

(令和5年度の開催予定なし)

(令和6年6月頃に校歌歌詞、校章デザインの選考を予定)

吉見・三輪統合小学校 校章デザイン選考要領

(目的)

第1条 この要領は、「吉見・三輪統合小学校 校章デザイン募集要項」により応募された校章デザイン（以下「作品」という。）の中から、採用する作品を選考するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考基準)

第2条 選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 児童や地域の人たちにとって親しみやすい校章であること。
- (2) 児童の成長及び学校での教育に期待が込められている校章であること。
- (3) 学校のシンボルとして、様々な場面で活用しやすい校章であること。

(選考委員)

第3条 選考委員は、次のとおりとする。

- (1) 地域部会員 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会に設置する
吉見・鴨庄・三輪地域部会に所属する委員 13名
- (2) 有識者 丹波市立吉見小学校に所属する教員 2名
丹波市立三輪小学校に所属する教員 2名

(オブザーバーの参加)

第4条 選考を実施するにあたり、次に掲げる者をオブザーバーとして選考会に出席させることができる。ただし、オブザーバーは選考に参加せず、作品に関する講評のみを行うものとする。

- (1) 丹波市立市島中学校に所属する美術科教員

(選考の手順)

第5条 選考の手順は、次のとおりとする。

- (1) 第1次選考 地域部会員及び有識者で行い、応募作品の中から第2次選考で審査する作品について、10作品を上限として選考する。
- (2) 第2次選考 地域部会員及び有識者で行い、第1次選考で選ばれた作品の中から最終選考で審査する作品について、5作品を上限として選考する。
- (3) 最終選考 地域部会員及び有識者で行い、第2次選考で選ばれた作品の中から1作品を選考し、当該選考で選ばれた作品を吉見・三輪統合小学校の校章デザイン案とする。

(定足数)

第6条 各選考は、対象となる選考委員の過半数以上の出席がなければ実施することができない。

(第1次選考)

第7条 各地域部会員及び有識者は、応募のあった作品の中から、選考基準に適する作品に対し、20作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位10作品を第2次選考の対象とする。

- 2 前項の投票の結果、同票により10作品を選出できない場合は、上位10作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計10作品になるように選考する。
- 3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が10作品に満たない場合は、地域部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。
- 4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(第2次選考)

第8条 各地域部会員及び有識者は、第1次選考作品の中から、選考基準に適する作品に対し、5作品を上限として投票し、出席委員の過半数以上の票を獲得した上位5作品を最終選考の対象とする。

- 2 前項の投票の結果、同票により5作品を選出できない場合は、上位5作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、投票の結果、得票数の多い順に合計5作品になるように選考する。
- 3 第1項の投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品が5作品に満たない場合は、部会内で協議し、選考方法を決定するものとする。
- 4 第2項に定める1回の投票数については、随時、地域部会で決定するものとする。

(最終選考)

第9条 各地域部会員及び有識者は、第2次選考作品の中から最も選考基準に適する1作品に投票し、投票の結果、出席委員の過半数以上の票を獲得した作品を吉見・三輪統合小学校の校章デザイン案とする。

- 2 出席委員の過半数以上の票を獲得した作品がない場合は、得票数の上位2作品の中から最も選考基準に適する1作品に再投票し、得票数の多い作品を吉見・三輪統合小学校の校章デザイン案とする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項、その他疑義を生じた事項については、地域部会で協議して決めるものとする。

選考会のイメージ（委員が3人の場合）

委員A
応募作品の中から選考基準に適した作品を「20 作品」を上限に投票

委員B
応募作品の中から選考基準に適した作品を「20 作品」を上限に投票

委員C
応募作品の中から選考基準に適した作品を「20 作品」を上限に投票

【1次選考】
過半数以上の票を獲得した上位「10 作品」を選考

【10 作品以上になる場合】

・上位 10 作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、得票数の多い順に 10 作品を選考

【10 作品に満たない場合】

・部会内で協議し選考方法を検討

委員A
10 作品の中から選考基準に適した作品を「5 作品」を上限に投票

委員B
10 作品の中から選考基準に適した作品を「5 作品」を上限に投票

委員C
10 作品の中から選考基準に適した作品を「5 作品」を上限に投票

【2次選考】
過半数以上の票を獲得した上位「5 作品」を選考

【5 作品以上になる場合】

・上位 5 作品目を含む同票作品の中から最も選考基準に適する作品に投票し、得票数の多い順に 5 作品を選考

【5 作品に満たない場合】

・部会内で協議し選考方法を検討

委員A
5 作品の中から選考基準に適した作品を「1 作品」を上限に投票

委員B
5 作品の中から選考基準に適した作品を「1 作品」を上限に投票

委員C
5 作品の中から選考基準に適した作品を「1 作品」を上限に投票

【最終選考】
過半数以上の票を獲得した「1 作品」を選考

出席委員の過半数以上の票を獲得した作品がない場合は、得票数の上位 2 作品の中から最も選考基準に適する 1 作品に再投票し、得票数の多い作品を選考する。

【1次選考】市島小学校「校章デザイン」選考会 投票用紙

	作品No.
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	

【2次選考】市島小学校「校章デザイン」選考会 投票用紙

	作品No.
1	
2	
3	
4	
5	

【最終選考】市島小学校「校章デザイン」選考会 投票用紙

	作品No.
1	

メモ用紙

作品No.	メモ